

3

高等学校

(1) 特別な支援を必要とする生徒について

中学校卒業後の生徒の高等学校等への進学率は、既に 98%を超えており、高等学校は社会で生きていくために必要となる力を身に付け、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関の一つであり、果たすべき役割と責任は極めて大きいといえます。

本県においても、中学校の特別支援学級から高等学校に進学する割合が増加しています（図 11）。

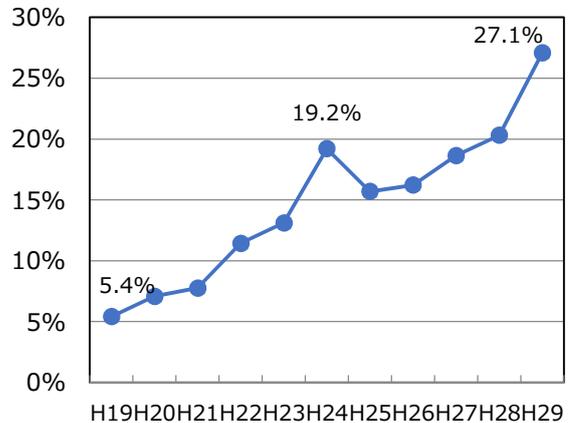


図 11 中学校特別支援学級卒業生のうち県立高等学校進学者の割合（本県）

平成 28 年度に高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象としたアンケート調査において、「発達障がい又はその可能性がある生徒が在籍していると思いますか」という質問に対して、「はい」と回答した割合は 100%でした。

平成 30 年度から高等学校における「通級による指導」が制度化されました。発達障がいを含む障がいのある生徒に対する指導や支援を高等学校の教職員が担っていくことが求められています。

また、本県では、平成 21 年度から県立高等学校に生活支援員を配置し、車いす等を使用する生徒や聴覚に障がいのある生徒に対して、学校生活を支援する取組を行っており（表 1）、支援を受けた生徒は、円滑に授業へ参加し、卒業後の進学や就職等の進路目標を達成しています。

表 1 県立高等学校生活支援員配置対象生徒数（高校 3 年）及び進路状況（本県）

卒業年度	肢体不自由	聴覚障がい	進学	就職	職業能力開発校等	公務員
H24	5 名		2 名		3 名	
H25	2 名			2 名		
H26		2 名			1 名	1 名
H27	2 名		2 名			
H28	3 名		2 名		1 名	
H29	1 名					1 名

今後も、特別な支援を必要とする生徒の増加が予想されることから、学校全体で共通理解を図りながら、実態把握や具体的な指導・支援を計画的に進めていくなど高等学校での校内支援体制を更に強化していくことが必要です。

(2) 校内支援体制について

平成29年度特別支援教育体制整備状況調査（文部科学省実施）結果によると、本県の高等学校においては、「校内委員会の設置」や「実態把握の実施」、「特別支援教育コーディネーターの指名」が100%であり、体制の整備が進んでいるといえます。

しかし、個別の教育支援計画等の作成の割合は、全国平均を超えているものの、小・中学校と比較して低く、早急に対応が必要な課題となっています（図12）。

県教育委員会では、高等学校の入学選抜検査の実施に当たって、中学校からの情報等をもとに別室受検や問題用紙等の拡大、面接時の配慮など、障がいのある受検生の特性に応じた合理的配慮の提供に努めています。

また、入学後に保健室登校や不登校などの深刻な状況になる生徒もあり、このような特別な支援を必要とする生徒については、入学時の出身中学校と高等学校との情報共有等による連携体制の整備や入学後の支援体制の一層の充実が必要です。

各学校における研修では、県教育研修センターによる研修サポートや特別支援学校のコーディネーター等による研修、「高等学校における授業のアクセシブル・デザイン」を活用した研修が行われています。

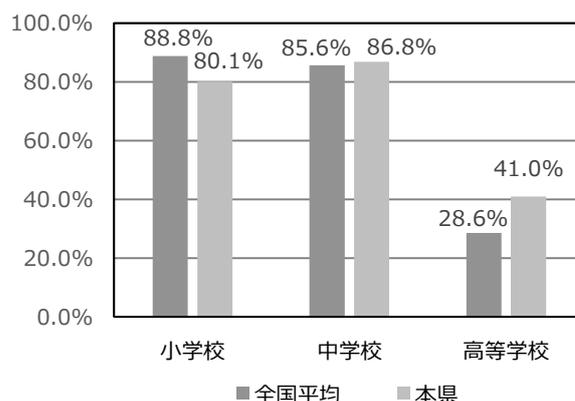


図12 個別の教育支援計画の作成状況（平成29年度）

算出：（作成している学校数）／（全学校数）

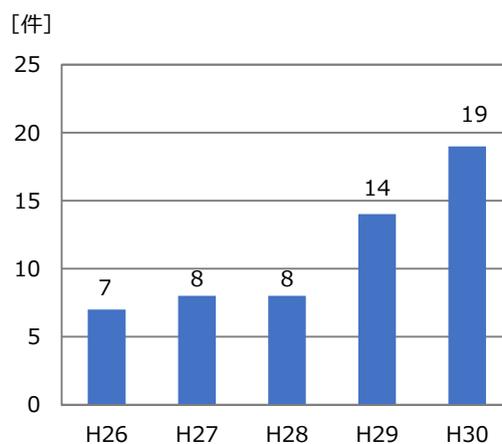


図13 高等学校の入学選抜検査における特別な配慮の件数

高等学校においては、平成 30 年度から通級による指導が制度化され、個別に設定された時間で障がいのある生徒に対する障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が行えるようになりました。このような指導が、通常の学級や集団生活で生かされることが重要です。

なお、高等学校における「通級による指導」は、特別の教育課程の編制や単位認定、校内委員会の整備など、各学校の様々な準備が必要となります。このため、制度導入後、当面の間は「自校通級^{※1}」を原則としています。「他校通級^{※2}」や「巡回指導^{※3}」は、必要に応じて対象となる高等学校と県教育委員会が協議しながら必要な準備を検討します。

※1 自校通級

対象となる生徒が在籍する学校で指導を受ける。

※2 他校通級

対象となる生徒が通級指導教室のある学校へ行って、指導を受ける。

※3 巡回指導

対象となる生徒が自校に巡回してくる他校の教員から指導を受ける。

(3) 高等学校における特別支援教育の拠点校について

本県では、平成 25 年度からエリアサポート体制の各エリアに推進校を指定し、校内支援体制の構築や中学校との連携等の取組を実施し、各エリアでの研修で実践発表するなど、啓発を図ってきました。

また、高等学校における「通級による指導」の準備として、平成 29 年度に推進校の 4 校が導入段階及び実践に向けた研究を行いました。今後は、学科（普通科、職業学科、総合学科等）や教育課程（全日制、定時制、通信制等）を考慮し、拠点となる高等学校で実践しながら周囲の学校のモデルとなる取組を積み上げていくことが求められます。

(4) 全ての生徒を対象とした「障がい理解（心のバリアフリー）」の推進

本県では、次世代を担う高校生を対象に、障がいのある方や、その家族、関係者等による授業（次世代ペアレント授業）等を行ってきました。その結果、参加した生徒が障がいについて深く考えるとともに、共生社会を形成する一員としての意識を高めることができました。

さらに、平成27年度から「文化・芸術・スポーツを通じた心のバリアフリー推進事業」を実施し、特別支援学校の生徒がスポーツで使用する用具を高校生が製作したり、新聞部の生徒が交流及び共同学習を取材して周囲に啓発したりするなど、高校生が主体となる取組を推進しました。

今後は、高等学校におけるキャリア教育の一つの視点として、障がいのある方との関わりを生徒が考え、主体的に行動していけるような取組を推進する必要があります。

課 題

- 高等学校の組織的な支援体制の整備・充実
- 個別の教育支援計画等の活用と合理的配慮の提供の推進（新規）
- 中学校との連携の強化
- 高等学校における「通級による指導」の体制構築と指導の充実（新規）
- 高校生による心のバリアフリー活動の推進（新規）